

# 岐阜市子ども食堂支援事業補助金Q&A

**Q;保健所への届出は毎年するのか。**

A;毎年度保健所へ「子ども食堂の開設について」を届出いただき、補助金申請の際、「控え」の提出をお願いします。飲食業の方は営業許可証（有効期限に気をつけてください）の「控え」を御提出ください。

**Q；1日10食以上の提供とあるが、なぜ10食なのか。**

A;子どもの居場所、子ども同士のコミュニケーション等を考えると、10食以上の規模が望ましいと考えます。

**Q;10食提供できなければ補助対象とならないのか。**

A；原則補助対象外となります。広報等を積極的に行っていただき、予約制にするなど効率的な開設をお願いします。

**Q;なぜ飲食業は通常営業と区別して開設する必要があるのか。**

A；通常の営業と子ども食堂が混在すると人や食材、費用の区別や確認が困難となり、補助事業としての独立性が確保できないためです。また、子どもの居場所としても適さないため、明確に分離して開設をお願いします。

営業時間内に開設される場合は補助金請求の対象外として開設していただければと思います。

**Q；子どもの居場所活動とはどのような活動をすればいいのか。**

A;学習支援、リクレーション等、他の団体様の支援を受けて実施していただいてもOKです。子どもたちと一緒に料理をつくるのも活動となります。

**Q；他の補助金を受けてもよいのか。**

A;他の補助金を受けていただいてもかまいません。ただし、収支決算書には受けられた補助金を計上してください。補助対象経費一事業に対する収入（参加費・寄付金・他補助金）と1食当たりの補助額×提供食数と補助限度額上限（27万円もしくは13万5千円）のいずれか小さい額が補助額となります。

**Q;開設時に責任者として代表者が常にないといけないのか。**

A;代表者でなくても、その日の開設についての責任者を定めていただくようお願いします。市の職員が訪問したときや、トラブルがおきたときなど、「私は留守番なのでわかりません」などということがないようにお願いします。

**Q;広報等とはどのような方法をさすのか。**

A;方法は問いません。各団体様で子ども食堂の開設を周知いただくことをお願いします。LINEやSMS、チラシの配布等。周知されたものを実績報告時にご提出ください。

**Q;様式に定められたものはその様式で出さなければいけないか。**

A;様式が定められているものは様式で提出をお願いします。必要な届出事項のものをなくすため様式を制定しました。注)メールで送ったからOKではなく、メールが届いていない場合もあるので必ず確認してください。

**Q;毎開設時の写真を撮ると提出するのは手間がかかるので、なんとかならないか。**

A;お手数ですが毎回の写真(食事内容の写真、食事風景の写真、子どもの各活動を実施した場合その写真)をご提出ください。

**Q;抜き打ちで訪問されるのではなく事前に連絡が欲しい。**

A;補助金等交付規則第25条に基づき、必要に応じて訪問させていただきます。子ども食堂の開設実態を確認させていただきます。

**Q;ボランティアさんにボランティア代を払ってよいのか**

A;団体の構成員以外のボランティアに対して謝金、交通費の支払いは可能です。

**Q;ボランティアに食事の提供をしてよいか その際の費用はどこに書くのか。**

A;食事の提供は可能です。ただし、子ども食堂の利用者としての人数には含めないでください。費用は支出の部の子ども食堂の経費(食材等)に含めてください。

**Q;加入する保険について、ボランティアも加入が必要か。子ども食堂専用の保険を市でつくってくれないか。**

A;ボランティアの方の傷害保険も加入してください。市のほうでは保険の斡旋はしません。各団体で形態も違いますし、各団体で必要とする保険にご加入ください。

**Q;3月末まで子ども食堂を開催すると3月末に実績報告をするのは困難だが期間を伸ばせないか。**

A;年度ごとの補助の為、3月31日までの期間となっています。あらかじめ実施済みの分を集計しておいていただき、3月末までにご提出をお願いします。

**Q;補助事業に関する書類は何年保管しなければいけませんか。**

A;補助事業に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておくとともに、補助事業等が完了した年度の翌年度以後5年間は保存してください。

**Q;岐阜市の担当は相談にのってくれるのか。**

A;必要に応じて、相談に対応いたします。